

定 款

株式会社 スタートライン

定 款

第1章 総 则

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 スタートライン と称する。

② 英文では、Startline CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 障害者雇用支援事業
2. サテライトオフィス運営事業
3. 一般労働者派遣事業
4. 有料職業紹介事業
5. コンサルティング業
6. メンタルヘルスに関するカウンセリング
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター
11. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
12. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
13. 各種教育研修サービス業
14. 各種事務代行サービス業
15. キャリア支援、その他個人向けコンサルティング業
16. コンピューターシステム及びソフトウェアの設計、開発、検証、運用、販売及び保守業
17. 電子商取引システム、その他WEBサービス等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング事業
18. 広告及び宣伝業並びにこれらの代理業
19. 書籍、教育図書、雑誌等の出版及び販売
20. 生命保険の募集及び損害保険の代理業
21. 古物の売買及びレンタル
22. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
23. 一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
24. 障害者雇用に関連した機器の販売又は貸与
25. 植物栽培装置等の開発、製造、仕入、販売、貸与及び保守メンテナンス
26. コーヒー焙煎機等の開発、製造、仕入、販売、貸与及び保守メンテナンス
27. オリジナル商品の企画、製造及び販売
28. 喫茶店、飲食店の経営
29. 不動産賃貸、転貸、経営、管理及びその仲介
30. インターネット、他の通信を利用した通信販売業並びに情報提供及びその仲介

31. 食品の生産、加工、販売
32. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託
33. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在場所)

第3条 当会社は、本店を東京都三鷹市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載するものとする。

(機 関)

- 第5条 当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。
- i) 取締役会
 - ii) 監査役
 - iii) 監査役会
 - iv) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- i) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ii) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- iii) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会決議によって市場価格等により自己株式を取得することができる。

(株式名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
- ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- ② 取締役社長に事故がある時は、予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役の員数は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

- 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠又は増員で選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。
- ② 取締役社長は会社を代表する。
- ③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務分掌)

- 第22条 取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分担する。
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。
- ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定め

る最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 監査役の員数は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した者の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
③ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会決議によりこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
② 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第45条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 壱

- 1 第15条（電子提供措置等）は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。
- 2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

平成 21 年 12 月 3 日 施行
平成 22 年 3 月 3 日 改定
平成 25 年 5 月 27 日 改定
平成 25 年 10 月 18 日 改定
平成 30 年 10 月 11 日 改定
平成 31 年 2 月 1 日 改定
令和 2 年 1 月 31 日 改定
令和 2 年 8 月 28 日 改定
令和 2 年 12 月 17 日 改定
令和 3 年 6 月 25 日 改定
令和 4 年 3 月 17 日 改定
令和 4 年 6 月 23 日 改定
令和 4 年 11 月 29 日 改定
令和 5 年 3 月 22 日 改定
令和 6 年 6 月 25 日 改定
令和 7 年 6 月 24 日 改定
令和 7 年 8 月 29 日 改定

この写しは原本と相違ありません

令和 7 年 8 月 29 日

東京都三鷹市上連雀一丁目 12 番 17 号
株式会社スタートライン
代表取締役 西 村 賢 治